

浜松市認定農業者等育成支援事業審査会設置要領

(目的)

第1条 浜松市認定農業者等育成支援事業の実施にあたり、応募内容の審査を行うため、浜松市認定農業者等育成支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、浜松市認定農業者等育成支援事業審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 審査会は、次に掲げる機関及び団体が指名した者を委員として構成し、会長は、浜松市農業振興課長とする。

- (1) 浜松市
- (2) 静岡県西部農林事務所
- (3) その他、会長が必要と認める者

(審査会)

第3条 審査会は会長が招集し、その議長となる。

2 正当な理由により会長が出席できない場合は、予め会長が指名した者がその職務を代行する。

3 審査会は、次の事項を審査する。

- (1) 事業内容の妥当性について
- (2) 事業採択の可否に関する事

(事務)

第4条 審査会の事務は、浜松市農業振興課において行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。